

第二十九号

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の制定について

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県附属機関の委員の定数を定める条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百三十八条の四第三項に規定する附属機関のうち、次の表の上欄に掲げる附属機関の委員の定数は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりする。

名 称	附 属 機 関	定 数
	設 置 の 根 拠 と な る 法 律	
徳島県建設工事紛争審査会	建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条第三項	五人以内
徳島県建築士審査会	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十八条	六人以内
徳島県森林審議会	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六十八条第一項	八人以内
徳島県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十三第二項	五人以内

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により建設業法等の一部が改正されたことに鑑み、徳島県建設

工事紛争審査会等の委員の定数を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。